

学研高山地区第 2 工区まちづくり検討会開催要綱

(目的)

第 1 条 学研高山地区第 2 工区（以下「第 2 工区」という。）のまちづくりについて、平成 29 年 9 月にとりまとめた「学研高山地区第 2 工区まちづくり検討有識者懇談会とりまとめ」を踏まえ、第 2 工区の全体土地利用計画等を策定するに当たり、必要な意見等を求めるため、「学研高山地区第 2 工区まちづくり検討会」（以下、「検討会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第 2 条 検討会において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 2 工区の土地利用計画に関すること。
- (2) 第 2 工区の導入施設の立地検討に関すること。
- (3) 第 2 工区の事業手法等の検討に関すること。
- (4) その他第 2 工区のまちづくりに関し、市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第 3 条 市長は、次に掲げる者のうちから、検討会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 第 2 工区内に土地の所有権又は借地権を有する者
- (3) 関係行政機関等に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して検討会への参加を求めるものとする。

(運営)

第 4 条 検討会の参加者は、その互選により会議を進行する座長を定めるものとする。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、検討会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 座長は、検討会の円滑な運営に向け、会議の開催に先立ち、専門的な事項について参加者の一部に調査させることができる。
- 4 検討会は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準（平成 24 年 10 月 9 日）第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に該当する場合を除き、原則公開とする。

(開催期間)

第 5 条 検討会の開催期間は、2 年間を目途とする。

(庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、都市計画課学研推進室において処理する。

(施行の細目)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 27 日から施行する。

学研高山地区第2工区まちづくり検討会開催要綱第3条に基づき
 検討会への参加を求める者（令和元年10月時点）

区 分	氏 名	所属母体・役職
学識経験のある者	佐藤由美	奈良県立大学教授
	菅万希子	帝塚山大学学長補佐
	増田 昇	大阪府立大学名誉教授
	松中亮治	京都大学大学院准教授
	村橋正武	立命館大学上席研究員
	稲山一八	元奈良県副知事
第2工区内に土地の所有権又は借地権を有する者	久保幸作	学研高山地区第2工区地権者の会 役員
	白川久一	学研高山地区第2工区地権者の会 役員
	森田起一	学研高山地区第2工区地権者の会 役員
関係行政機関等に属する者	垣内喜代三	高山地区立地施設等連絡協議会（第1工区） （奈良先端科学技術大学院大学）
	久保昌城	生駒商工会議所
	中田建彦	生駒市農業委員会
	中川雅永	関西文化学術研究都市推進機構
	山本 昇	生駒市 副市長
その他市長が必要と認める者	黒部 實	生駒市自治連合会
	西向和幸	生駒市自治連合会